

平成30年第2回川南町議会定例会(6月)会議録 (3日目)

平成30年6月6日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年6月6日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 三原 明美 君 (1) 公立保育所について
(2) 官民協働事業による地域行政情報誌発行について
- 2 児玉 助壽 君 (1) 家畜防疫対策について
(2) いじめによる不登校問題を問う
(3) 防災対策について
- 3 内藤 逸子 君 (1) 小中学校のトイレ・カーテン等の対策について
(2) 税のとり方について
(3) 公園の安全対策管理について
(4) 町内の公民館・児童公園等のトイレの改善を
(5) ピロリ菌退治で胃がん予防を

- 日程第2 議案第37号 川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第38号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第39号 工事請負契約締結について
- 日程第5 議案第40号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第41号 平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第42号 平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長日高 昭彦 君	副町長清藤 荘八 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長岩切 拓也 君
総務課長押川 義光 君	まちづくり課長米田 政彦 君
産業推進課長山本 博 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長大山 幸男 君	環境水道課長篠原 浩 君
町民健康課長橋口 幹夫 君	教育課長大塚 祥一 君
福祉課長三角 博志 君	税務課長日高 裕嗣 君
代表監査委員谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、きのうに引き続き順次発言を許します。

まず、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） おはようございます。通告書に基づき質問いたします。

テレビ、新聞などで、就学前の子ども達に、「大きくなったら何になる」のアンケートで、いつも上位に出てくるのが保育士さんです。自分たちのいつも身近にいてくれて、優しい笑顔の先生に憧れるのでしょうか。子ども好きな方にとっては、本当に憧れの職業です。

川南町にも、保育所、幼稚園などがありますが、公立は2カ所です。しかし、残念なことに番野地保育所は、中央保育所と統廃合、中央保育所は33年度に民営化予定と聞いています。

番野地保育所は、建物も古く、耐震も不十分なので、仕方ないのかという思いもありますが、現在、50人の子ども達がいます。この子ども達の行き先は中央保育所へ、定員120名に対して、現在、117名いる中央保育所、こんなにたくさん子ども達がいるのになぜ民間に移譲しなければいけないのでしょうか。なぜ、公立保育所ではいけないのでしょうか。

あとは、質問席でいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの三原議員の質問にお答えをいたします。

昨日も同様の質問があったかと思いますが、重なる部分があるかもしれませんが、答弁をさせていただきます。

保育所の民営化ですね。なぜ、民間に移譲するのか、なぜ公立、町立じゃダメなのかということでございます。

いろんな考えがあるのは十分承知しておりますが、民営化の推進につきましては、政府の民間にできることは民間にという基本方針に基づいて、平成18年3月に策定いたしました第4次行政改革大綱により進めているところでございます。

メリットとしては、保育業務での民間ノウハウを活かすこと、そしてまた、町有施設の管理費の削減であるとか、町職員の人件費の抑制ということで取り組んでいるところでございます。

○議員（三原 明美君） 先ほど、民間でできることは民間でとおっしゃいましたが、では、公立でできることは公立でもいいんじゃないでしょうか。

本来、子育てに支出すべき予算を、この計画によりどれだけ削って、どれだけほかに回すと言われるのですか。

○町長（日高 昭彦君） 民間でできることは民間でということは、公立でできることは公立でという理論でいいと思います。

公立ができる仕事、役場ができる仕事を今は追求しているというところでございます。

予算については、総務課長に答弁させます。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

予算面で比較をいたしました。29年度の公立にかかる費用と民間にかかる費用、同じ年齢階層で比較したときに、約1億円程度の差が出てまいりました。もちろん公立が高いと、同じ条件で比較した場合に、そういう状況が発生している状況ではございます。

○議員（三原 明美君） 町の財政難の解決策として、その1億円、子どもの保育に向けるのがなぜいけないのでしょうか。町が保育の責任を放棄して、町の経済的負担をなくすことしか考えず、将来、川南町を担う子ども達に予算を増幅できない貧困な政策しか、この川南町はできないのですか。

子ども達の数が少なくなっても、ここが限界というところまでやるべきではないのでしょうか。早々と店じまいをする必要があるのですか。

○町長（日高 昭彦君） 今御指摘のとおり、できる限りの精いっぱいのことをやって判断しているところでございます。

いろんな状況が、当然、加味されてくるし、時代の流れの中で最初に決めたのがもう12年前になるかと思っておりますので、その変化については、当然、我々も受け止めるべきだと思っておりますが、最大限の財源を投入するというところで、精一杯のことをやっているところでございます。

○議員（三原 明美君） その最大の財源でやっているなら、なぜ、平成33年度に閉鎖になるんですか、民間に移譲されるんでしょうか。そのままやっていけばいいんじゃないですか。

○総務課長（押川 義光君） 三原の議員の御質問に再度お答えいたします。

我々のサイドからは、先ほど申しましたように、1億円程度の差があるということではございます。

ただ、先ほど町長も申されましたとおり、やはり基本的な考え方として、国、県の指導もあります。我々の中でも、経営として考えたときに、その1億円の差というのは非常に大きいと考えております。

ただ、時代とともに、平成18年に策定した状況とは、若干、周辺状況が変わってきているという状況は否めないと考えております。

そういうことから、やはり民間にできることは基本的に民間にお願いする。ただし、昨日もありましたとおり、民間でできない部分は、町のほうでやっていくという基本的な考え方で、いろんなことを進めないと、10年後、20年後の川南町を考えたときに、やはり財政運営的には厳しい面があるというふうには考えているところでございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、社会の状況、十分踏まえながら進めないと、安易な形

では進められないというふうに、今、考えているようなところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 総務課長が言われましたが、安易なことではできないとおっしゃいますが、子どもの保育所のことは、安易な問題ではないですよ。それに、そんなに財産難があるというのなら、必要な建造物計画の見直しやら、ほかにたくさん見直すところがあるのではないですか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

今、保育にかかる費用というのは、先ほど申しましたようなところではございます。

ただ、その中の結局、保育、子どもに対する費用というのは、ほとんど変わらない状況であると。当然、国の基準がございまして、国の基準の中で動いております。

そういうことから、子どもにかかる費用は削ることではないというふうに考えておるところでございます。

そして、民間でも、我々が考えるに、子ども達は十分なる保育を受け、そして健やかに育っていると判断はしているところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 健やかに育っている、それは今、公立保育所が現在2カ所あるからではないですか。これが民営化、全部が民営化になったらどうなるのでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに公立保育所、今、一生懸命保育のほうをさせていただいて、民間同様のサービス提供ができていると思っております。

ただ、今後、民間に移譲することになったとしても、十分な保育、こうしたものをしていただけるように、私どもとしては対処していくべきであると思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） それでは、中央保育所、番野地保育所利用者への説明は、いつどのようにされたのでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

番野地保育所のほうへの保護者への説明は、28年度、申しわけありません、ひょっとしたら27年度であったかもしれませんが——1度行っております。

中央保育所につきましては、現在、まだ行っておりません。

今後、昨日も答弁いたしましたように、番野地保育所につきましては、できるだけ近いうちに説明会を行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 番野地保育所は、説明されたとおっしゃいましたが、保護者の方々からの意見はどんなものがあつたのでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その際は、できるだけ番野地保育所を残してほしいという声が大きかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 川南町にある民間保育園の先生からも、公立はぜひとも1つは残してほしいという話を聞きます。なぜなら、公立を基本にしているからだそうです。切磋琢磨しながらやることが、保育園の質を上げることができるということです。また、全国保育協議会によれば、物理的環境の向上、保育士等の配置基準の改善、保育内容の向上、保育所等の資質、専門性の向上、つまり、環境、人、内容、どれか1つの要素が改善、向上すれば、保育の質が高まるというものでもない。つまり、環境、人、内容が総合的に改善、向上しなければ、保育の質の向上にはつながらないと言っています。

公立保育園が全て無くなることで、子ども達の育ちに責任を持つという自治体の基本が後退することが、保育の質の低下をもたらすということが出てくるのではありませんか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

いろいろなことが心配されます。しかし、私どもとしましては、民間との連携をしっかりとっていきながら、民間の抱える問題、こうした問題と向き合いながら、一つ一つ問題を解決し、あるべき方向に持っていくということが重要であろうと思っております。

当然、公立のほうの果たす役割というのもあるかと思えます。それから、全て民間でできない場合には、その要因、そうしたものをしっかりと分析しまして、そうしたできない部分について、何が原因なのか、その原因をしっかりと我々が支援することによって対処できるのかどうか、そうしたことをしっかりと判断してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 今課長が言われたことは、理想ですね。そうなっていけば大変いいことだと思いますが、それがなるかどうかはわかりません。

行政は、第三者評議制度によって対応することで、保育の質を堅持できると思いますが、営利が目的の事業者を果たしてそれができるでしょうか。

子育てが、お金もうけの対象になっていくのではないかと心配しますが、そのあたりはどう思われますか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

そうならないようにするためにも、私ども、しっかりと民間との連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議員（三原 明美君） 御存じかどうかわかりませんが、今年に入り、近隣の町の民間の保育園の先生方が、3月で七、八人辞められています。保育園は、役場に泣きついていかれたと聞いています。先生方の不満が限界に達したのでしょうか。この保育園が、ブラック保育園だったかどうかはわかりませんが、川南町も、保育園同士の子どもの取り合いが始まり、サービスがエスカレートしていく。そのしわ寄せが、子ども達や先生方に行くのではありま

せんか。町長、川南町がそうなのもいいのですか。

○町長（日高 昭彦君） 基本的に子どもの幸せを願う、健やかな成長を願うという点は全く変わりませんし、それと、今言われた子どもの、言葉をかりれば奪い合い、それはまた違う問題だと思います。それこそ奪い合いになってくると、一般的に言われるのは、公立が民業を圧迫しちゃいけないよというのが社会のルールでありますので、どっちにしろ我々は、子どもの成長を願うということに対しては何ら変わらない、向き合っていくべきだと思っております。

○議員（三原 明美君） 町長の言われることは、私はよくわかりません。

その後の人生にとっても大きな影響を与える3歳児、自制心を獲得する4歳児、好みや特定のものに興味・関心が出始める5歳児、幼児期、学齢年齢に達する前に、子どもの脳は80%の完成をみるそうです。その成長速度は、人間の一生の中でも最高の時期と言えるものなのです。まさに脳に関していうならば、人生の黄金期と言える一番大事な時期だとよく言われます。

町長、この時期に、お金をかけてやれる可能性大の公立で、なぜみてあげることができないのでしょうか。手先も器用になってくる時期なので、粘土、お絵かき、折り紙が豊富に使える、先生方にもいろいろな研修を受けていただける、また、おやつにしても温かい手作りを食べさせてあげられる。まだまだありますが、こういうことが、町長がよく言われる「子どもは宝だ」ということにつながっていくのではないですか。町長の言われる「子どもは宝だ」とは、どういうことでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 「子どもは宝だ」というのは、そのまんまの意味であります。宝は、持っているだけでも素晴らしいし、磨けば磨くほどもっと価値が出るもんだと思いますし、今言われたとおり、子どもが、脳においては人生の黄金期だと。その時期をいかに我々はサポートするか、それは、言葉を返すようで悪いですが、公立であろうと私立であろうと、役場としての体制は、向き合い方は何ら変わらない、やっていくつもりであります。

○議員（三原 明美君） それも、理想のことですよ。現実、本当にそれができるのでしょうか。

先生方も、大学で保育の勉強をされ、保育士という資格のもと、子ども達の大切な時期を親御さんから預かり、食事のマナー、排便のしつけ、友達と仲よく遊ぶことなどを教え、危ないことはしてはいないか、体の具合はどうなのかなど、目配り、気配り、日々絶やさず、また、時には親御さんの子育ての悩みを聞いたり、どんなときにも大好きな子ども達のために必死で働いている先生の姿や、園内を駆け回る子ども達の姿、給食風景など、町長は一度でも見られたことはございますか。

○町長（日高 昭彦君） 見られたことはありますかという質問に関して、お答えさせていただくならば、はい、あります。

○議員（三原 明美君） そのとき、町長、どのように思われましたか。公立、私立、どち

らとも行かれましたか。

○町長（日高 昭彦君） はい、どちらとも行っておりますし、私からすれば、やはり子ども達の成長を願う気持ちは、一緒だと思っております。

○議員（三原 明美君） その時に、そんなふう先生方が一生懸命働いている、子ども達が一生懸命遊んで、いろんな感情が町長にも出てきたと思うんですが、公立なら公立でいいよねという考えはなかったんですか。そういう心は湧いてきませんでしたか。

○町長（日高 昭彦君） 私も、一人の人間である以上、子どもに接するときには、皆さんと同じ気持ちだと思っております。

基本的に、公立がだめで私立がいいという話をしているのではなくて、やはり、先ほど1億円という話をされましたが、全体の予算の中で、今これから行政が向き合うのは、これから10年、20年、50年後の、今耐用年数が来ているいろんな構造物、道路、橋も含めて、トータルとして予算を組んでおりますので、その中でできる限りのことはそれぞれの分野でやっています。その積み上げとして言っているだけで、保育所だけを削るということではございませんので、そこはやはり職員も一同、一番子どものためになるという方向性を探しているつもりでございます。

○議員（三原 明美君） そう、子ども達のところの分を削減することなく、やっていただきたいと思うんですが、公立の保育園を民間に移譲した後、先生方の立場、大切な命を預かるという責任ある仕事をされていて、知識豊かなベテラン先生方を本庁の中に入れてしまうのはもったいなくないですか。このまま公立として残し、ベテラン先生方に川南町の大事な宝をみていただくということはできないのでしょうか。そういう考えは、町長にはないのでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

人事という世界でございます、私が担当しております。

確かにベテランの先生方が、毎日一生懸命子育てに対して、いろんな知恵を注ぎながらやっていただいているということは、本当に敬意を表しているところでございます。

ただ、先ほどから申しますとおり、我々としては、やはり保育に対して新たな分野というのが、今、社会の中でも議論されているということも承知しております。

ですので、新たな分野というのは、病児、病後児とか、いろんなやはり世界で、保育士の方々が必要とされる部分が非常にあるのではないかと。その分野に、やはり川南町が遅れずに参りたい。少々、現在自体は、ほかの町村ではかなり進んだ状態でありますので、新たな分野の、民ができない部分をやはり町としてやっていくということで考えているところでございます。

要するに、現在の職員の方々というのは、そういう分野で能力を出していただけるという方向もあります。

ただ、一つ今までの人事政策でやってきたことは、先ほど町長からもありましたとおり、

平成18年からこの体制を、方向性を出して、ずっと12年間やってきているわけでございます。その間、新規の保育士の採用等を控えて、任期つきで対応してきたりということではしておりますので、計画は、この二、三年で始めたということではございません。

そういうことから、ずっと計画的に進めてきておるところでございます。そこを御理解いただきたいと思いますが、先ほど申しましたとおり、ただ、いろんな状況が変わってきていることも事実でございますので、そこはやはり私たちとしても見極めないといけない。人事も含めまして、そういうふうを考えているところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 世の中が変わってきても、子育ては一緒です。やはり保育所に預けて、安心したところに預けられる、そういう公立保育所が必要なんですよ。

それに、先ほど保育士の採用をしていないとおっしゃいましたが、今、この川南町の大きくなった子ども達が、保育士を目指して大学で勉強している子ども達が、多分たくさんいると思います。この子ども達の将来に、安定した職場を確保することによって、川南町に定住してくれる可能性が出てくるのではありませんか。そこのあたりは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、川南町に当然定住していただきたいと、そのためにいろんなことを考えていくわけです。

職業というのはいろいろありますから、その中でも、当然、保育士もいらっしゃるということで、要するに安定した社会になることは、当然、望んでいるところでございます。

○議員（三原 明美君） 先ほども私は言いましたが、近隣の町で、先生方が急に辞められた。こういうのを、やはりその保育園に何かの問題があったからですよ、きっと。

今、川南町でも、私は私立保育園をどうこう言うつもりはありませんが、やっぱり働いていらっしゃる方々のことも考えてやらなければいけないと思います。本当に働きやすい職場が川南町にある、それだけで人は来るのではありませんか。

ところで、最近、先生方と意見交換をされたと聞いております。どのような意図でされたのでしょうか。また、先生方からはどのような意見が出たのでしょうか、お聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） 保育士さんたちと意見交換をさせていただきました。

どのような意図か、同じ職員でありますから、当然、いろんな議論をするのは当たり前でありますし、やはり保育士さんの今の悩みであるとか、町の考えであるとか、正直に言いますと、今の現状、それから保育士さんの要望ということと一緒にお話をさせていただきました。

○議員（三原 明美君） その先生方からは、先ほど聞きましたが、どのような意見が出されたのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、保育士さんでありますから、保育士さんとしての思い、そういうことを今までの考えの中で述べていただいたというふうに、私は理解しておりますし、

私としては、やはり同じ役場の職員の中で一緒に働いていただいていますから、そういうお話もさせていただきました。

○議員（三原 明美君） 町長が町長になられて、何回されたんですか、先生方との意見交換は。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

ここ3年ほどの間に、3回ほどはされているところがございます。その以前というのは、この議論を大きく色々したわけではございませんので、絶えず組合交渉の中では議論はしてまいりました。もちろん、そこに保育士の代表の方もいらっしゃいましたから、それもカウントすると、少なくとも年に2回はずっとしている状況ということではあるかと思っております。

○議員（三原 明美君） 先生方の意見を聞いてくださるといのは、やはり大変いいことだと思います。これからも、そういう意見交換は、ぜひとも続けていただきたいと思います。

自治体は、住民の福祉の向上を図ることが、基本にするのが本来の役割です。町長、私は今、いろいろと質問、訴えましたが、議員3年目の私にとって、子ども達や先生にしてやれることは、ここで訴えることしかございません。

でも、町長は違います。町長のその手から、あの小さな子ども達の手を振り払うのか、振り払ってしまうのか、それとも受け止めてあげるのか、よく考えてください。

この質問は終わります。

次の質問に行きます。

「官民協働事業による地域行政情報誌発行の御案内、川南町とサイネックスによる暮らしの便利帳へ掲載する広告を募集します。規格A4版、フルカラー68ページ、部数6,700部、平成30年度8月予定」というチラシが届いていますが、同僚議員も昨日聞いていますが、この中身はどのようなもので、この「暮らしの便利帳」をなぜ作ろうと思われたのでしょうか。町民の要望があったのでしょうか。また、この冊子は、どのようにして配布されるのでしょうか、お聞きいたします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、作成に至った経緯ですけれども、昨日答弁をしておりますが、本町に転入された方には、手続や行政情報等を掲載した資料を各課がそれぞれ作成し、配布しておりました。ところが、まとまりなく見づらいという意見をいただいたところで、今回、官民協働事業により、暮らしの情報を1冊にまとめた「暮らしの便利帳」を発行し、行政情報のみならず、医療から地域の情報まで網羅することで、町民はもとより本町転入者にとっても、より利便性が向上するのではないかと考えから導入したところです。

以上です。

○議員（三原 明美君） 私、今もう一つ質問しておりますが、どのように配布されるのでしょうか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） 失礼いたしました。配布は、株式会社サイネックスが配布いたします。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今、川南町商工会が把握している事業所は約451件、そのうち商工会員は343件です。何件このチラシを送付されたのですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

この事業につきましては、株式会社サイネックスさんが、この事業に賛同いただける事業者さんに広告料をいただいて、事業を、冊子を作成するというところから、1件1件賛同していただける事業者さんに広告の配布と御説明に上がっているというふうに理解しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） このチラシは、郵便で来ませんでしたか。うちは、郵便で来たと思います。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

申しわけございません、詳細についてはそこまでは把握しておりません。もしかしたら、郵送で送付されて、後日、案内、説明に上がっているところもあるかと思えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） この事業は、サイネックスさんに丸投げですか。何も役場は知らないのですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

この件につきましては、株式会社サイネックスさんからの御提案もありまして、近隣市町村でも実際に展開している事業の一環として、町の予算ではなく、事業者の広告料の中で、その事業者の広告とあわせて行政情報も掲載するということから、行政として携わっているものは、行政情報の内容のチェックというところにとどまっております。ですので、丸投げというよりも、事業者さんが主体的に動いているものに乗っかっているというような状況です。

以上です。

○議員（三原 明美君） この1冊にかかる費用は御存じですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ちょっと1冊にかかる単価は積算しておりませんが、想定している事業費が税込み540万円で、配布予定が6,700部というふうに聞いておりますので、それからの算出になるかと思えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） これも聞いてわかるのかどうかわかりませんが、全て事業所の広告の売り上げのみで作成し、費用が確保できないときは発行中止となるのですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

他自治体ではそのようなふうになっているというふうなことは、サイネックスさんからは聞いておりませんが、場合によってはそのようなことも考えられるかと思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） 正直言って、役場さんは何も知らないってことですか、これは。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

何も知らないと言われますと、事業の内容については承知しておりますが、どのように動いて、どのように印刷されるかという詳細に当たってはわからないというところです。

以上です。

○議員（三原 明美君） では、事業所にとって、この広告を出すことによって、一番のメリット、何だと思えますか。費用対効果は、どのように考えていらっしゃいますか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

広告料を出す企業さんにとっては、自社のPRにつなげられるということだと思います。

費用対効果につきましては、町として予算化し、事業を実施しているものではございませんので、特に申し上げることはございません。

以上です。

○議員（三原 明美君） 次も聞きますけど、保存版冊子と書いてあって、発行から2年間利用の予定で作成します。2年間利用、これは、どういう意味でしょうか。また、広告効果も、長く継続することが期待できると書いてありますが、どのような広告効果をいうのでしょうか。長く継続するとは、何をもちえて期待ができるのでしょうか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、2年間というふうに書いてありますものについてですが、昨日の別の議員の答弁でも申し上げましたとおり、作成からの年数で約2年間というふうに記載されているというふうに理解しております。

ただ、行政の情報、民間の情報につきましては、その後、変更がない限りはそのままずっと更新しない限りは続けられますし、途中で機構改革とか、市町村合併とか、そういうようなものに伴って刷新する場合については、2年を待たずにまた更新する可能性もあろうかと思えます。

そういうものを含めまして、約2年間というふうなうたい文句で案内をしているものだと、私は理解しております。

○議員（三原 明美君） 企業にとって、この冊子は、そうやって町民が見るかどうかなというの、どうなんでしょうか。

それにチラシに、「発行後、電子書籍版も発行されます。広告も、そのまま電子書籍化され、付加価値が得られる」と書いてありますが、どんな価値がつくというのですか、誰が見るんですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、この冊子につきましては、全戸配布ということで、各家庭に1冊ずつ配布される予定ですので、回覧板等で一度回ったきりとか、防災行政無線で、その時に居た時に聞いた情報のみとか、そういうものではなく、いつでもどこでも御家庭で確認ができるというメリットはあると思います。

また、電子化することによって、例えばですが、川南町に興味があつて、移住を考えていらっしゃる方が、川南町の情報、どのようなものがあるのかというのが、インターネットを通じて入っていくことによって、自治体の情報が容易に得られるのではないかというメリットもあると思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） そうですね、移住される方にとってはいいかもしれませんが、川南町に住んでいる人は、どこに何があつて、どうやればいいかわかってますよ。

一番小さいサイズで、縦が7センチで横が大体5.4センチ、それが何と6万円ですよ。

企業は、常日ごろから町民の皆様には大変お世話になっているので、少しでも協力できるものなら協力したいと思う気持ちはあると思うんですが、余りにも高くありませんか。

6万円を小さな企業が捻出するために、どれだけ人に頭を下げ、汗を流し稼ぐと思いますか。

官民協働事業は大いに結構ですが、しかし、官民協働事業になっていますか。サイネックスによれば、自治体の活動に民間活動を導入することで、自治体の財政負担を削減しながら、住民の方々に喜ばれる公共サービスを実現していくと言っていますが、財政負担の削減をするのはいいですが、なぜ、事業所に求めてくるのですか。町民のためにどれだけ事業所が協力しているかわかっていますか。どれだけ町を支えているかわかっていますか、町長。

財政負担の、役場がかかわっているのなら、ましてチラシに町長の顔が出ているのなら、事業所は悩みますよ。事業所のことは考えていないのですか。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 行政を預かる身として、やはり住民のことを一番に、住民の皆さんのこと、その中には当然事業所も入っているわけですから、それを考えないトップはいないと思いますが、今回、いろんな方からそういう意見をいただいたのは事実でございます。とするならば、やはりそこは反省すべき点は十分あったと思います。

我々が聞いているのは、全国の市町村は聞いていません、県内の市町村から聞いたのは、もう2回目をつくりますよとか、そういう情報がありましたので、今となればもう少し慎重な分はあつたかもしれませんが、そのまま提案に賛同して、お願いしますという形でさせていただいております。

○議員（三原 明美君） よそはよそですよ、川南町は川南町ですよ。川南町で企画して、川南町の業者に発注するということは考えなかったのですか。川南町の業者の方には、このような企画をしてくれないだろうかとか、こういう企画が来ているんだけどとか、そう

いうことを聞かれましたか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

この企画に、内容につきましては、町内業者には伺っておりませんが、この暮らしの便利帳の編集に当たっては、業者さんが川南町のホームページとか川南合衆国の冊子、あれから情報をとって編集をかけて、それを我々が校正をかけるという形をとっておりますので、町内業者にお願いする場合には、そこまでお願いすることは恐らく難しいだろうということから、発注に関する内容につきましては考えていませんでした。

○議員（三原 明美君） 私は業者さんに聞きました。できる、できます、頑張りますってことを言われました。一度はやっぱり聞いてみるべきではないですか。

川南町の事業所から広告を集め、町外の業者に依頼する、そして全てお金は町外へ流れていく。町長、もったいないと思いませんか、川南町で循環させようと思われませんか。こういうことが大事じゃないんですか。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 川南町で経済を循環させるちゅうのは非常に重要なことだと考えております。

○議員（三原 明美君） ところで、このサイネックスという会社はどういう会社ですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

皆さんの手元、今御家庭にあるかどうかわかりませんが、テレパルとか電話帳とかで電話番号等を冊子化して御家庭に配っているというふうな認識ではおります。それ以外の部分については特別認識はございません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） このサイネックスに依頼して——その前にちょっと聞きます。川南町とサイネックスの関係はどういう関係ですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

協働というところかと思えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） その協働のみですね。このサイネックスに依頼して川南町は何のメリットがあるのでしょうか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど来申し上げておりますが、行政の情報を広く町民、または川南町に転入される方、川南町に移動、移住を希望される方についての情報提供という意味では非常にメリットが高いと思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 役場と町民の間には何かやっぱりちょっと差があるような気がします、思いに。

ところで、昭和23年法律第109号地方財政法というのがありますが、その中の第4条の5、

国は地方公共団体またはその住民に対し、地方公共団体はほかの地方公共団体または住民に対して、直接であると間接であるとを問わず寄附金（これに相当する物品等を含む）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことをしてはならないと法律であります。ここは大丈夫ですか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

この事業につきましては、先ほど来申し上げておりますが、サイネックスさんが事業主体となりまして、広告料をいただいて広告を載せる、それとあわせて行政の情報を載せると。その内容につきましては、広報につきましては、この事業に賛同いただける方の広告料をいただくということになっていきますので、強制にはあたらないというふうには考えています。

以上です。

○議員（三原 明美君） 各事業所にサイネックスと役場の職員の方と、この情報誌のために説明とお願いに回られていますよね、これは違法ではないのですか。

私がもらった資料によれば、平成23年11月30日の総務大臣から閣議決定で、各省庁において、地方公共団体との関係において、寄附金の募集の禁止等を定めている官公庁に対する寄附金等の抑制についてを引き続き遵守するとともに、地方財政法第4条の5で禁止されている割り当てと寄附金とはもとより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないこと。3つありますが、その中の2つ目、第三者を通じた寄附金等の要求、または勧誘、これに相当するものではありませんか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

この事業は寄附金によって行われるものではなく、広告料によって行われるという理解です。当たらないというふうに理解しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） それと、さっき言いましたね、誤解を受けるような行為、第三者を通じた寄附金等の要求または勧誘、なぜ役場の職員さんは一緒に行かれていますか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

確かにおっしゃるように、誤解を招くような行動であったことはお詫びいたします。この事業につきましては、本町は初めて取り組むものですから事業者への丁寧な説明も必要かということで、本町の職員も同行したところでございます。

○議員（三原 明美君） すぐに止めるべきだと思います。

サイネックスさんがそうやって行うのだったら、サイネックスさんに行ってもらって、それだけの説得力で説いてもらったのがいいと思いますが、すばらしい情報誌を町民のために作りたいなら、まぎらわしいことはやめて、町の予算で堂々と作るべきです。事業所もほとんどがこの川南町の町民です。なぜ町民を悩ませ、いらだたせるのでしょうか。官でできることは官でやればいいのではないですか。本当にこの冊子は必要でしょうか。もっとほかに町民にとって必要なものがあるのではないですか。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 町民に必要な資料、情報というのは当然役場がすべきことはやっております。最初にまちづくり課長が説明したとおり、これは役場が提案したのではなく、サイネックスが提案されました。

その中身は我々も判断させていただいて、それならいいなということで私は結論を出しておりますので、誤解のないように言いますが、役場として当然やるべきことは今後もやっていくべきだと思っております。

○議員（三原 明美君） もちろん、やるべきことはやってもらわないと困ります。でもですね、町長、いろんな事業、いろんなことを言ってくると思いますが、本当にこれが町民のためになるのかをよく考えてから御判断ください。

私の質問は終わります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い質問いたします。

最初に、家畜防疫対策について伺います。

県内で、牛、豚など29万7808頭もの命が失われた2010年の口蹄疫発生から、4月20日で丸8年を迎えています。その発生源地、本町では、防疫のために庁舎の出入り口に設置されている消毒マットが喉元過ぎて熱さを忘れたのか、いつのころからか乾燥したまま放置され、庁舎の美観を損ねる、発生現地としてあるまじき行為を行っております。対外的に恥ずかしいが、その行為をとがめる勇気のなさは、無関心、無気力が原因なのかを伺いたい。

次に、いじめによる不登校問題について質問します。

現代社会において、いじめの定義が多様で大量なために、そのいじめをなくすことは不可能と思われ、しかしながら、いじめ防止対策推進法及び川南町いじめ防止基本方針のいじめを防止するためのマニュアルに従い適切に対処すれば、国光原中学校の女子生徒3名が不登校という重大事態に陥ることはなかったと思われ、結果的にマニュアルが無用の長物になっているが、反省することはないのか、町長及び教育長の見解を伺いたい。

最後に、防災対策について3点伺います。

1点目、津波浸水地域住民は、津波到達時間内に安心安全な高台に非難しなければなりません。そこに、無事たどり着くための避難路の耐震化整備及び夜間津波時の避難誘導灯設置

等、避難ルートの方後の整備計画を伺いたい。

2点目、地区ごとで災害の種類、地形等自然的条件、また社会的条件等により、避難計画は異なると思うが、町全体における各地区の避難計画の作成状況を伺いたい。

3点目、町は、昨年度当初予算で防災対策予算として夜間津波時に迷わず避難できるように、避難誘導灯の設置費を計上、議会の議決を経て予算は成立しましたが、その予算が執行されたのは、年度末であります。

いつ発生するかわからないのが自然災害であり、スピード感をもって予算執行をすべきではないのか、町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） それでは、児玉議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1番目の議員からも言われたとおり、4月の時点で口蹄疫発生から8年ということで、まだ近隣諸国では発生が続いている状況ではあります。

しかしながら、我が町が経験したこと、この口蹄疫の経験を絶対に風化させてはならないという考えで取り組まさせていただきます。

そのため、本町といたしましては、それぞれ家畜の畜種ごとに防疫研修会を実施し、また、県の家畜保健衛生所と合同で農家巡回等を行っているところでございます。

また、昨年度からは自衛防疫推進協議会、通称、自衛防と呼んでおりますが、それぞれの畜種の農家が、それぞれ負担金を納め、自分たちの地域は自分たちで守るという、新たな取り組みを行っているところでございます。このように会費を取っているところは、全国では多分初めての取り組みだということで捉えております。

要するに、みずから自分たちでお金を集めて、自分たちでしっかりと防疫していこうという、そういう意気込みであると思っておりますし、行政としても一緒に取り組む必要を常に感じております。

2つ目のいじめによる不登校ということでございます。

子どもの問題は、やはり将来を担う大事なことでありますから、いつの時代でも大切であると考えております。詳細につきましては、教育長のほうに、後ほど答弁をしていただきます。

最後の防災についてでございます。

昨夜も震度1の地震が発生したようでございますが、議員も、今、自主防災組織の会長もしていただいておりますし、いろんな形で率先していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

我が町は、全体的には高台にあるというふうには言われておりますが、海岸に面しておりますので、そういう防災については職員一丸となって、いろんな形で住民の皆様と向き合いながら、一つ一つ取り組まさせていただきますと感じております。

御質問のありました避難ルートの耐震についてでございますが、現在のところ計画はございませんが、これまで同様、そういう誘導灯の設置等を含めて、住民の皆様と一緒に、

しっかりと考えながら進ませていただきたいと思いますと考えております。

各町での防災計画というのは作っておりますが、各地区ごとの全てにおいてはできておりませんし、しっかりと実効性あるものにするためには、繰り返しになりますが、行政だけで作成するのではなく、住民の皆様と一緒に作り上げていきたいと思っております。

最後に、予算の執行でございます。御指摘のとおり、災害がいつ来るかわからないという現状の中で、速やかに、やはりそういう対処をしていく、予算措置をしたものについてやっていくというのは大事なことであると思っております。

同時に、常に一過性で終わることなく、ずっとやり続けることが、もう一つ大事な面であると思っております。予算をつけたと同時に、その意義を、やっぱり住民の方々にもしっかりと伝えるように、防災意識の向上もあわせて願っているところでございます。

繰り返しになりますが、予算の執行については、最大限スピード感を持ってやらせていただいているところでございますが、物によっては、確かにもうちょっと早くしてほしいという声を聞くこともあります。

あとは、教育長にお願いいたします。

○教育長（木村 誠君） いじめについてであります。

学校では、教職員に対し、いじめを早期発見するためには児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識すること。ささいな情報であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり、禁止したりすることなく積極的に認知するように指導をしております。

また、定期的にアンケート調査を実施するとともに、児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるよう努めております。

いじめを確認した場合は情報を共有し、組織的に聞き取り、指導、家庭訪問等を実施するなどして、解決に努めているところです。

容易に解決できないケースにつきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家や県教育委員会と連携をし解決を図ることとしております。

いじめ問題に対しましては、早期発見、早期対応は非常に重要なことですので、町立小中学校に対しまして、これからも指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 防疫について、町長は農家をいろいろ県と指導しよるちゅうけんど、庁舎の今の出入り口のマットのこの不適切な管理状況を見てから、農家に指導しても指導力が、説得力がありますか、町長。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今、役場周辺、本館、別館、保健センター、役場に関係する建物、その消毒を行ってお

ります。全体で15カ所設置をしているところではありますが、これ、各部署ごとに管理をしているところでもあります。

まめに補充を行っているところではありますが、これからの季節、暑くなってくるので、特に消毒薬の補充の徹底をさらにしていきたいというふうに考えております。

また、農家さんについても、県の家畜保健衛生所とともに徹底のほうを、これからもしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 本県では、4月20日を「口蹄疫を忘れない日」に設定して、いろいろしているようではありますが、1例目が都農町で確認されてから、丸8年を迎えた20日、同町、牧神社で犠牲となった家畜の慰霊行事が開かれ、町やJA尾鈴の職員、生産者30人が出席し、風化防止や防疫の徹底を誓っていますが、当時、39頭が殺処分されたJA尾鈴繁殖部会長は、「あのときのことは一生忘れない。韓国では口蹄疫が発生しているというのに、年が経つにつれて口蹄疫の恐ろしさ、防疫の大切さを忘れている人もいて悔しい。」と嘆いておられました。これは、今の町が、消毒マットの不適切な管理で指導しても説得力がないからこういう嘆きが出るとじゃないですか、町長。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の質問にお答え……。

○議員（児玉 助壽君） 町長に聞きよるちやが。

○産業推進課長（山本 博君） 御質問にお答えいたします。

職員のそれぞれ管理してもらっている部署につきまして、消毒の徹底をお願いしますということで周知をしているところではありますが、やはり、場所によっては早く乾いたりするところもありますので、場合によって、今までに乾いているところが見受けられたのは事実であります。

こういったことの、今後はないように、職員の周知をして消毒の補充の徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 管理しないならせんでもいいわけですよ、ちゃんと片づけば。片づけんから、こういう何が出るわけですが。毎年、そういう不適切な管理をしとって、毎年、家畜の慰霊行事を行い、畜魂に風化防止や防疫の徹底を誓っているわけですが、パフォーマンスにしか映らんとですよ。

本年3月26日と4月1日に、お隣韓国で口蹄疫が農場に発生し、今年4月27日の時点での発生件数はモンゴルで22件、中国で7件、ロシアで5件となっています。

農林水産省は、ウイルスの国内の侵入の可能性が極めて高い状況が続いているとして、防疫の徹底を呼びかけているわけですが、また、ニュージーランドにおいては、牛12万頭を殺処分しなければならないというウイルス菌が発生したり、千葉県内の養豚場では、2007年に日本では正常化が達成されたとする感染力が強く、致死率の高い豚コレラの疑いのある豚が

見つかри、精密検査の結果、陰性と判明しましたが、韓国や中国、ロシアなど、近隣諸国では発生が続いています。

県内での発生は1980年、都城市高城町で発生して以来、確認されていませんが、近年の外国からの観光客が激増する社会情勢において、これらのウイルスが国内に持ち込まれるリスクは相当高くなっています。緊張感を持って、防疫対策を講じていくべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員が御指摘のとおり、残念ながら近隣諸国で、ずっと発生が続いているのが現状でございます。おっしゃるとおり菌の持ち込みを防ぐために、やっぱり危機感を持って、そういう防疫には取り組むべきだと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 教育長は、今、答弁用紙を棒読みして、いろいろ答弁しておりますが、教育長が、今、棒読みした答弁書どおりであれば、国中のいじめは起きておりません。

○教育長（木村 誠君） 個別のケースにつきましては、具体的にはお答えできませんけれども、一般的に児童生徒間のいじめや児童生徒間のトラブルを認識した場合は、事情を確認した上で組織的に生徒指導を行っております。

指導を行った後も、いじめや指導生徒間のトラブルが継続して行われるということは町内の小中学校では確認をされておられません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） だから、全然実行されておらんから、いじめが起きるとでしょう。

○教育長（木村 誠君） ですから、先ほど申しましたとおり、日常の児童生徒のささいな行動等も的確に判断するようなこともお願いしています。前にもお答えしましたけれども、常々言うておりますことは、要するに同じ事象を見ても、気づくか気づかないかで後の指導が違うわけですので、気づく目を養ってほしいということは、これは常々お願いしていますし、町外から着任される先生方の着任式を4月当初に行いますけれども、その中でもお願いをしておるところであります。

定期的に、先日も申しましたけれども、アンケート調査もしておりますけれども、そのアンケート調査の仕方につきましても、やっぱり子どもが事実をきちっと書けるように、調査の方法、それから回収の方法、改善を、今、図っているところであります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） その教育長が言わんでも、ちゃんとこの川南町いじめ防止基本方針で国のいじめ防止対策推進法、そして文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン、そのことはちゃんと載っています。それが実行されているかいないかを聞いておるわけですが。

○教育長（木村 誠君） ですから、実行しておるといふふうに思っておりますけれども、

結局、見えにくいということは先ほどからも申し上げておりますよね。

ですから、大人の目に見にくいところで行われている事実がたくさんあるわけですので、できるだけそういうのを気づくような、そういう目を養ってほしいということは常々言っているということを申し上げているところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 3人の児童は、いずれもいじめを報告しています。

○教育長（木村 誠君） ですから、早期発見ということでアンケートの中なりで出てきて、そこでわかったということですよ。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 何を言いよるか聞こえんかったけど、何を言いよったかわからんけど、いじめを訴えた、そしたら、この基本方針であるいじめ、この3つの何を見るとよ、このマニュアルどおり実践実行すれば、不登校みたいな重大な事態には陥っていません。

○教育長（木村 誠君） 不登校に関しましては、一般的に原因として学校生活上の問題とか無気力とか、それから不安、情緒的混乱、家庭環境など様々であります。

それらが複合的に原因となっていることが多くありますので、単純なものではないですね、不登校の原因は。継続的に粘り強く、一つ一つのケースに合わせて関係機関と協力して学校付近につながるように努めているところですし、私は町内の学校、全て一生懸命努力してもらっているというふうに思っているところです。

○議員（児玉 助壽君） 問題をすりかえよるばい、教育長。複合的な問題になるわけですよ、早期に解決してやらんな。

○教育長（木村 誠君） 私は、もう学校は一生懸命早期解決に努めてきていると思っております。

○議員（児玉 助壽君） そしたら何で、その3名もの児童が不登校になつとですか。このマニュアルどおりに実行してくれれば、いじめによる不登校問題などは起きる要素は一つもありません。

○教育長（木村 誠君） 一応、マニュアルは作成されておりますけれども、そのマニュアルどおりに学校それぞれの個別のケースで、一生懸命対応しているというふうには私は思っているんですけども、しかし、マニュアルどおりにいかないことというのはたくさんありますよね、世の中。そういう難しさもありますよ。そこあたりは、やっぱり私は、もう学校は一生懸命努力してもらっているというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） 何でマニュアルどおりにいかんかは、考えてはおらんとですか。子どもがいじめを訴えた時点で、マニュアルどおりに行動しとらんからじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） マニュアルどおりにやっていないというふうには私は捉えておりません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 結果的にそうになっているじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） 結果的にはそういうふうになってはいますけれども、ですから、複合的な要因ということは、先ほどから申し上げておりました。

○議員（児玉 助壽君） いじめがなかったら、複合的なものは生まれません。

○教育長（木村 誠君） いじめが直接的な原因であったとすることも多いわけですがけれども、ですけれども、これは個別のことに限っては、ここでは答えられませんけれども、それぞれやっぱり個別にいろんな要素がある、要因があるわけですので、ただ、その一つだけに限ってということでは、私はないと思っております。

○議員（児玉 助壽君） いじめ防止基本方針には、「いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである」、これが複合的になるわけですよ、今の読んだことが。

「あるものであることから、児童生徒の尊厳を保持する目的のために、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年4月1日川南町教育委員会が策定しています」、できとるとですか。

○教育長（木村 誠君） いじめ基本方針につきまして、毎年、教育委員会も学校も見直しを行っているところです。

○議員（児玉 助壽君） しかしながら、この児童が等しく教育を受ける権利を侵害されるという問題が発生しました。

3月議会において、その解決を求める私の質問に対し、教育長は、「解決の特効薬があったら教えてほしい」と本末転倒の反問をしていますが、特効薬がないから予防薬として、国はいじめ防止対策推進法を制定し、その規定に基づき、町はいじめのいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止のマニュアルにしています。そのマニュアルに勝る特効薬がありますか、教育長。

○教育長（木村 誠君） 一応マニュアルですから、基本方針ですよ。ですから、それにのっかってやっても、やっぱり解決しない問題というのは出てきますよ、これ、個々のケースにおいて。

ですけれども、やっぱり学校は学校としていろんな協議をしながら、外部機関とも相談をしながら解決、誰も長引かせようなんていうことを考えている職員は一人もおりません。早期解決したいということで一生懸命やっているわけですから、だから、もちろんマニュアルに載っていることもやっているわけです。

なかなか、しかし、いじめというのは見えにくい、訴えがあつてわかった、即、学校としては双方を指導しております。聞き取りをしております。先ほどから言いましたように。そして、指導方針を全職員で話し合いをしながら指導を進めているわけです。

なかなか、しかし、それでも解決できないということは多々あります。ですから、学校が対策をこまねいて何もしていないちゅうことにはつながらん、一生懸命、私、やってもらっているというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） それは、対処する側が判断することではありません。いじめを受けた児童が判断することですよ。

○教育長（木村 誠君） ですから、要するにいじめられたという子どもの訴え等も学校側としては、きちっと家庭訪問するなり本人に話を聞いておる、それは絶対手抜きなくやっているとと思っています。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 教育委員長が言うとおりに、ちゃんとマニュアルどおりにやったら、子どもは学校、子どもも保護者もですわ、学校や教育委員会のことを信頼しますわ。信頼しとらんじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） 家庭におきまして、やっぱり学校といろいろ食い違い、意見の食い違い等はあったことは、もちろん私も聞いておりますけれども、現在はいろんな形で学校と保護者の関係も良好になっているというふうに、校長先生からは伺っております。

○議員（児玉 助壽君） いじめを訴えても、いじめを、それを認めて認知せんで問題が大きくなって対応するからそうなるわけでしょう。

川南町いじめ防止基本方針の第1条第1項に、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であると、書き出しております。

だから、いじめられた児童の立場に立って、マニュアルに従い実行することではないのですか、教育長。

○教育長（木村 誠君） ですから、先ほどから申し上げておりますとおり、早期発見をするために先生方にいろんな学校生活の中での兆候、ささいなことでも見逃さないようにというふうをお願いしているわけですが、そして、定期的にアンケート調査をする、しかし29年度も若干ではありましたけれども、誰にも相談していない児童生徒が、相談できない児童生徒がいるわけです。ですから、保護者にも相談できない、友たちにも相談できない、それから先生にも相談していないということも、若干名あります、悲しいことですが、

ですから、もう先生方は、とにかく子ども達との信頼関係、ラポール関係をつくるように、ここもまたお願いをしているところであります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 教育長が言うたことも、このマニュアルに載っています、教育長が説明せんでん。

教育長は、昨日、同僚議員の質問に対して、国中の問題は解決したようなことを言いよりましたが、この3名の児童がいじめを受ける前のように、普通に学習ができるような状態に

なっているのですか。

○教育長（木村 誠君） あまり個別なことをお話できませんが、3名のうち2人は、もう始業式から完全に学校復帰しております。

もう一人も学校復帰していたわけですが、やっぱり困り感があって、今現在は、お一人は3階のフロンティアルームに来ております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 解決してないじゃないですか。その中で教育長は、昨日、いじめを行った児童が更生し、いじめを行わなくなったから解決したようなことを言いよったけど、いじめを受けた児童の教育を受ける権利の侵害による心の傷は完治していますか。

○教育長（木村 誠君） いじめそのものがなくなっているということは、昨日申し上げたとおりですが、いろんな、要するに個別に、あまり具体的には話できません、個人のことになりますから。ですけども、昨年、もう議員もその方とお話しされたことがありますけれども、ですから、南部教育事務所の担当のSSW、スクールソーシャルワーカーにも入っていただきました。その中で、その方が、もう言われております。「これは、いじめが原因じゃありませんよ。」と、これはお聞きになったかどうかわかりませんが、そこは私は、もうはっきり聞いて報告を受けておりますので、ですから、その時点で解消というふうに私は捉えております。

○議員（児玉 助壽君） 誰がそのいじめが原因じゃねえって言うたんですか、それは。

○教育長（木村 誠君） SSWがそういうふうに言われたというふうに聞いております。

○議員（児玉 助壽君） 誰。

○教育長（木村 誠君） スクールソーシャルワーカーです。

○議員（児玉 助壽君） いじめた当事者、どちらの当事者ですか。どちらの当事者になるんですか。

○教育長（木村 誠君） 当事者というか、当事者のそういう生活等を見ておられて、最終的に、そのスクールソーシャルワーカーが判断されたということだと思っております。

○議員（児玉 助壽君） ソーシャルワーカーが、いじめられた子の心理がどうして判断できますか。当事者だったら、いじめを受けた何がねえと言うとだったら、いじめを受けたという子が、いじめじゃねえと言え、いじめじゃねえけど、そのいじめられたと思うと子が苦痛を伴えばいじめになるじゃないですか。これはちゃんと書いてあるのですが、何でそういう、何でソーシャルワーカーがそういう判断を下すことができるんですか。医者でも何でもねえとに。ちゃんと確かな診断書があつとですか。

○教育長（木村 誠君） ですから、学校復帰できていないのは、もういじめではないというふうに捉えております。

○議員（児玉 助壽君） 何か、飯食ったか、飯は食わんか、パンは食うたかというような話になってきよるけど、ただ、いじめられた子が泣き寝入りして学校に行きよるだけじゃ

ないですか、それを解決したというのですか。

○教育長（木村 誠君） 先ほどから言いましたけれども、いろんな困り感があって、学校復帰ができていないということでありまして、個々、そういう具体的なことはここではお話できませんけれども、私も午前中終わって帰るときに、お会いするんですけど、非常に明るい表情で挨拶もしてくれますし、学校も、校長先生はほとんど毎日3階に来ていただいておりますし、校長先生がお見えにならないときは教頭先生、あるいは生徒指導主事等、あるいは学級担任等が来ておりまして、そこでの様子をきちんといつも確認されておりまして、何とか早くに学校復帰したいという、学校がそういう行動をとっておられるということは、もう御承知いただきたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） 明るい声が上がるとか何とか言いよったけど、子どもの深層心理はわかりません、人の深層心理は。そんなら、おまえ、二重人格者はおらんごとなるじゃないですか、教育長。

○教育長（木村 誠君） ですから、SSW、スクールソーシャルワーカーも、家庭訪問をされて保護者とも話をされるし、本人とも話をして様子も見られているわけですよ。そして、そういうことを総合的に判断されたというふうに、私は捉えております。

○議員（児玉 助壽君） そのソーシャルワーカーが、どれほどの何か知らんけど、教育長が言うような何じゃったら、二重人格者は一人もいませんわ。

いじめは、ぼやのうちに消火しないと大惨事に至る火災と同じであります。その認識のもと、昨年12月議会において、川南町の教育の現場で将来にわたり、この子たちや保護者と同じ思いをさせないように、再発防止のためのいじめの見逃しをゼロにするいじめ防止条例の制定を求めました、私は。

それに対し、教育長は、そんな条例は聞いたことはないと言っていました、兵庫県小野市では、いじめ防止対策推進法の制定以前に、平成20年4月1日にいじめ防止条例を施行し、法があるなしに関係なくいじめの防止に取り組んでいます。

深刻ないじめを防止するという強い意思もとの行動と思われませんが、そういう思いがあれば、いじめの見逃しをゼロにする条例を制定し、再発を防止することもできると思いますが、町長及び教育長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） いろんな問題についてお話をされたようです。特に、いじめについてですが、一般的にはいじめのことは、また教育長のほうにも答弁してもらいますが、再発防止、これは全てにおいて、やっぱり大事なことでありますので、やはり一番の失敗は、同じ間違いを繰り返すことだと思っておりますので、そういうふうな意味で再発防止については全てのことにおいて取り組むべき課題だというふうに思っております。

○教育長（木村 誠君） 基本法、要するに法律に基づいて各都道府県教育委員会もその法律を参酌しながら基本方針をつくりなさいと、市町村教育委員会も、県の基本方針を参酌しながら各市町村で基本方針をつくりなさいと、各学校は、各市町村の基本方針を参酌しな

がら、各小中学校の基本方針をつくりなさいというふうに来ているわけですので、私はそれで十分だというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） 十分じゃないから、結果的にいじめが起きて不登校になっているじゃないですか。何をとぼけたことを言うのとっどですか。

次、津波災害時に大事なことは、津波到達時間内に安心安全な高台にいち早く無事にたどり着くことであります。本年度、町が整備予算を計上した防災無線の更新事業以上に必要なのが、安心安全に避難できる避難路等の避難ルートの整備ではないでしょうか。

なぜなら、これは本町と交流の深い福島県矢吹町の東日本大震災のときの資料であります。こういう状況になったであります。同様の南海トラフ巨大地震が発生した場合、震源地及び規模等によっては、このように道路が崩壊し、通行不能になることも考えられ、防災無線で避難を呼びかけても避難困難者が出るのが予想されるのであります。避難ルートの耐震化と整備計画について考えられていく必要はないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 地震が起きたとき、津波が発生したときに、まず大事なことは、議員が言われたとおり速やかに高台に避難するということあります。よって、その避難路の整備というのは、非常に重要な課題であると認識をしております。

整備計画等の質問があれば、また担当課長に答弁させます。

○議員（児玉 助壽君） これを読んだふうに、道路が崩壊した場合には、自助・公助等の活動が制限されるわけですが、救助、復興等にも影響を及ぼすことから、道路の耐震化整備については、防災対策において重要施策の一つと思っております。避難ルートの整備の一環として、町は一昨年より夜間津波時に住民が迷わず避難できるように、誘導灯を設置しているところあります。伊倉地区の一部住民、また、通山地区の大谷川の両側の住民におかれましては、どうしても県道を500メートル以上利用しなければ安全安心な高台に避難することができない状況になっています。

県が、道路占用規則、高さ4.7メートル以上に固執するのであれば、それに対応でき得る施設設置も必要と思うわけですが、町長はどのような見解を持っておられますのか、伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおり、避難整備計画、詳細については担当課長に答えさせます。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

県が、県道の占用許可基準として求めている地上4.7メートル以上の高さの関係につきましてですが、今年、まあ昨年からですけれども、危機管理局を通じて基準の見直しを強く求めているところでございます。

先日、県の土木事務所と協議する場がございまして、指定避難場所として一時使用することについて協定を締結した県有地、県道高鍋美々津線からJR線を川南漁協へ下る三差路付近にある県道の敷地でございます。そこに避難誘導灯2基を設置できる方向で協定の見直し

を進めていただけるといふような回答もいただいておりますので、準備が整い次第、そのように進めていきたいとも考えております。

また、もし、これが整わなかった場合につきましては、通浜自主防災会の皆さんにも御意見をいただきながら、次の策を考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 2点目であります。

津波災害に限ってであります。総務省消防庁は4月14日、津波で被害発生の恐れがある全国の672市区町村のうち、自治会単位などの地区ごとの細かい避難計画や地図が全域で作成されているのは、昨年12月時点で15.9%の107団体だったと調査結果を発表し、津波避難民地区計画の遅れを指摘し、作成を促しています。

市区町村ごとの避難計画は93.8%の団体が作成しており、本町においても、平成27年3月川南町地域防災計画が作成されていますが、これは、行政が行う計画であります。地区ごとの計画は、自治会や自主防災組織などが主体で作り、避難先や経路、また要配慮者及び避難行動要支援者位置図等を盛り込まなければならないため、町単位の計画は進んでいても、自主防災組織だけで作成するのは困難なため、十分な地区計画作成はこれからのところが多いのが現状のことから、地区ごとの防災・避難等計画作成の必要性については、平成26年度12月議会において問題を提起したところであります。

その後の作成状況については、先ほど申されたように不十分なようではありますが、これが、都農町総務課が作成したと思われ、都農浜地区の津波避難訓練用の避難計画資料であります。これによると、凡例とはいえ、ほぼ正確に避難道路拡幅、避難場所・避難誘導灯位置図、誘導員配置位置図、要配慮者及び避難行動要支援者位置図等、地区ごとの細かい地図が全域で網羅され作成されています。

こうした資料を自主防災会等に情報提供できれば、地区ごとで作成する避難・防災等計画は容易にできると思いますが、消防は、専門的知識を持たない素人集団であります。一般住民が組織する自主防災会や自治会等に、避難計画の作成を一方的に促していますが、公助なくして自助・共助の自主防災会の組織としての機能はしないばかりか、維持存続もできないと思います。

町として、地区ごとの避難計画の作成に、どのように関わって協力していく考えなのか、伺いたい。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

御指摘のとおり、自主防災会のみとか防災部会のみで作ることはなかなか難しいのではないかと、私も考えておりますので、自主防災組織、防災部会に我々、町としても関わっていきながら、また防災士ネットワークという会もごございますので、その方々の協力や助言をいただきながら、地区ごとの避難計画ができ上がっていくように、積極的に協力していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 3点目についてであります。防災予算は、住民の身体、生命、財産の安心・安全を担保するものであります。

それゆえに、災害の発生を予想し、被害を防止・軽減するための予算であることから、災害発生前に予算を執行するのが基本であり、予算執行についてはスピード感を持って執行すべきことは言うまでもありませんが、そのことからして、防災予算の編成・執行等においては、時期・優先順位等を間違えると、効果がなかったり半減したり、最悪の場合は被害を増幅させることがあるので気をつけねばならないと思いますが、このことについて、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員が御指摘のとおり、防災でございますので、災害が起きてからでは間に合わない。つまり、常に常在危機というか、常に危機があるという想定のもとで、本当に速やかに予算の執行というのは心がけているつもりでございます。いろんな指摘を受けておりますので、しっかりとそういうことを検討しながら、これからも進んでまいりたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） 本町は、もう伊倉地区、通浜地区、松原地区で避難誘導の設置を——住民が避難誘導設置の請願を提出して、ようやく一昨年から設置が始まったわけですが、都農町では、請願を受ける前に、請願とかそういうものをしないで避難誘導の設置を完了しています。それは、一昨年ですか、救命士の資格の研修に行ったとき明確になりましたが、そういう避難誘導灯の設置状況や詳細な避難計画の作成等を見ると、本町の防災対策は、都農町に比較すると一歩も二歩も遅れている気がしております。

最後に、このことについて、町長はどのような見解を持っているのか聞いて、質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 何度も御指摘いただいて、感謝を申し上げます。

住民の命がかかっている問題ですから、それは、できる限りの優先事項として速やかに今後とも取り組む必要があると感じております。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。

○議員（児玉 助壽君） いいです。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。5点について質問します。

第1点は、小中学校のトイレ・カーテンなどの対策についてです。

トイレは社会集団の中で排せつという生理機能を通して、たった一人になれる貴重な場所です。トイレ空間を使うひと時がほっとできるかどうかは、社会全体の安心感、豊かさにつながっていくのではないのでしょうか。

前回、小中学校のトイレの洋式化促進について質問をした際の回答では、改善計画はない、随時改善が必要だと認識しているとのことでしたが、その後どのような改善がなされたのか伺います。

トイレの洋式化は当たり前と言っても過言ではありません。以前の同僚議員の質問に対しても、子ども達から直接的な要望は聞いていないとも答えられています。小中学校にどのぐらい行かれて、子ども達の意見を聞きましたか。どのような調査をされたのか、伺います。

運動会やふれあい授業などで学校に行かれた方が「洋式トイレは遠いので困りました。」との声を聞きました。また、災害時の避難場所でもある学校です。全てのトイレを洋式にせずとも、もう少し増やしてほしいです。学校のトイレは予算面の事情などで後回しにされています。トイレというのは奥深いと思います。トイレの改善は、子ども達への安心のバロメーターではないのでしょうか。

また、教室のカーテンの洗濯はどのようにされているのか伺います。ふだん洗うこともなく、汚れてダニの生息域となっているとも考えられ、ほこりが溜まって不潔になっていませんか。学校のカーテンを定期的にクリーニングできないか、伺います。

2点目は、税の取り方についてです。

税などの滞納に対して、納税者の人権を無視した取り立ては行われていませんか。税務課の入り口付近に差し押さえするタイヤロックや差し押さえ品の写真が張られていますが、一年中張っておく必要があるのか、何の目的か、伺います。

ふるさと納税のワンストップ特例の現状はどうなっていますか、伺います。

国民健康保険税などの留め置きはどうなっていますか。

ひたすら滞納者への制裁を強化するものとして、一つが保険証の取り上げです。医療費全額を支払わせる資格証明書と期限を区切った短期保険証など、保険証のない世帯の状況を把握していますか。保険証をとりに来ない世帯、納税相談に来ない世帯について調査はしていないと以前回答されていますが、今も調査はしていないのですか。

もう一つが差し押さえです。収納率向上の取り組みを求める通達が来て、厳しく取り立てる姿勢をとるようになってきています。確かに国保料は社会保障制度を維持するために必要なものです。財産を隠すなどして払わない人に断固とした処置をとることは当然です。しかし、今問題になっているのは、生活や事業の状況により支払いが困難な状況に陥っている人への人権を無視した徴収や滞納処分です。生きていくために、子どもの教育のために、現にお金が必要なこともあります。当然、税金等の徴収に際して住民の生活や事業に配慮してい

と思いますが、28年度と比べて29年度の状況を伺います。

第3点は、公園の安全対策管理についてです。

運動公園内パンダ公園の滑り台の階段に何の説明もなくロープが巻きつけてあり、子ども達はそこを避けて遊んでいました。崩れているのかわかりづらい状態でした。字も読めない子ども達の遊具です。絵で「危ない」とか示してもらわないと事故につながりかねません。ひもが巻かれていればわかると言われましたが、どこが壊れているのかわかりません。親や大人と一緒に遊びに連れてきているから注意はしていますが、小さな子ども達です。万全をお願いします。

次の日曜日に行ったら、ひもはありませんでした。孫が「本当に直っているのか。」と聞きましたので、私は階段を上がってみて「大丈夫みたい。」と確かめてから遊びましたが、孫は心配顔でした。公園の安全確認はどのようにされているのか、伺います。

以前も公園の管理、除草について質問しましたが、広い公園です。いろんな町民の憩いの場として、子ども達が安全に安心して遊べるよう、安全対策について伺います。

第4点は、町内の公民館、児童公園等のトイレの改善についてです。

集会やレク等で使う際、トイレが和式で手すりもないので立ち上がれない、使えないので途中で帰ったり、最初から行事に参加しないとの声を聞きます。児童公園は子どもにとって安全で楽しい遊び場であると同時に、子どもが遊びを通して心身の発達や自主性、創造性、社会性など身につけていくところであり、安全性が確保されなければなりません。

町内の公民館、児童公園等のトイレの改善について、現状をどのように把握しているのか、どのように改修を図る考えか、お聞きいたします。

第5点は、ピロリ菌退治で胃がん予防についてです。

日本人に多い胃がん患者の99%がピロリ菌に感染していたと言われていています。ピロリ菌に感染した方は、除菌を行うことで胃がんになるリスクを大幅に下げることができると考えられます。中高生を対象にピロリ菌検査を公費で行っている自治体が増えています。川南町でもできないか、伺います。

あとは自席で行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えをいたします。

5つほど御質問いただいておりますが、1番目の小中学校のトイレ・カーテン等の対策、それと3番目の公園の安全対策管理については、後ほど教育長のほうで答弁をしていただきます。

まず、2番目の税の取り方についてということでございますが、当然御指摘があったように、役場の1階にタイヤロック等の展示をしております。これは憲法で定める納税の義務について、改めて住民の皆様にも再認識していただきたいというものでございます。

基本的に大多数の方々が納税をしていただいておりますが、一方で、払えるのに払わないという、いわゆる悪質な滞納のケースも現実にございます。そういう悪質なケースにつきま

して、毅然とした態度で滞納処分を実行するという川南町の姿勢を知っていただくためにやっていることでございます。

しかしながら、本来は、やはり本当に払えない方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に寄り添う、そういうことが真の目的でもあると思っております。

ふるさと納税のワンストップということでございますが、平成27年4月以降のふるさと納税寄附分からワンストップ特例制度、川南町に寄附をいただいて、川南町からその寄附をしていただいた市町村に対しての書類を送るという形でございます。平成27年が約1万件でございます。28年が2万9000件、平成29年が3万6000件でございます。全体の占める割合というのは、3割から4割ということでございます。

それから保険証の留め置きについてでございますが、詳しいことは、また必要なときに担当課長から説明をさせますが、留め置きについてのみ答えますが、30年の5月1日現在で保険証総世帯が2,800世帯でございます。その中で短期証、3割負担であるが有効期限が短いというものの交付対象になっている方が99世帯でございます。

次に、町内の公民館、児童公園等のトイレの改善ということでございます。地域の方々によって建てられた集会施設でございますので、これまで地域の方々によって改築修繕が行われてきました。町としても補助金によりその一部を助成してきたところでございますが、現在、御承知のとおり少子化、高齢化などでなかなか建て替えの費用は負担できないということも聞いておりますので、非常に難しくなったという現状も聞いておりますので、昨年度から、平成29年度から補助金の上限、または補助率について見直しをしたところでございます。細かいことはまたその都度答えをさせていただきたいと思っております。

最後のピロリ菌についてでございますが、胃の中に好んで住む病原菌でございます。上水道、井戸のころは非常に高い感染率であると言われておりましたし、現在、これが慢性胃炎とか胃潰瘍、胃がん等を引き起こす要因の一つであるということがわかってきました。しかしながら、この菌が発見されたのは1983年とまだ比較的新しい、最近でございますので、まだまだ国も県も、これが例えば胃がん等の死亡率減少効果を示すエビデンスと申しますが、根拠、これについてはまだまだ治験の収集が必要であるという見解を示されております。議員が言われたとおり、市町村で対応するほうに進んではおりますが、現時点において本町としては、そういう意見を参考にしながらということで検討を始めたいというところでございます。

以上です。

○教育長（木村 誠君） 小中学校のトイレ・カーテンについてでありますけれども、トイレの改善につきましては、児童生徒の生活環境の変化により洋式トイレの改修を行っております。平成29年度末現在の町内小中学校のトイレの洋式化率は26.1%であります。前回、内藤議員から御質問がありました平成28年12月時点の洋式化率は19.5%でありましたので、6.6%増加はしております。

計画があるのかということですが、整備計画書として取りまとめたものはありませんけれども、洋式トイレが設置されていないトイレにつきましては少なくとも、前回は答えたとおもうんですが、トイレ1カ所につきましては1基ですね、1基は設置していきたいというふうに考えております。

それからカーテンの洗濯についてですけれども、小中学校のカーテンの洗濯につきましては、学校に確認したところ、必要に応じて洗濯、クリーニングを実施しているとのことでした。

それから公園の安全対策管理についてですけれども、運動公園内の児童公園の遊具——（通称）パンダ公園ですけれども——、ジャングルジムに滑り台がある遊具ですね。多分、東側の北側のほうにあると思うんですが、3月に職員が点検中に滑り台の溶接部の剥がれを発見し、安全を第一に考えて滑り台の部分を使用禁止にいたしました。その後、4月中旬に改修が終わり、使用禁止を解除しております。

遊具の管理につきましては、職員が月2回程度、公園内の点検を行っております。遊具等に危険な箇所があれば使用禁止にし、可能な限り速やかに修繕を行うよう努めております。

今後とも安全第一で遊具等を管理していきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 第1点の小中学校のトイレ・カーテン等の対策について伺います。

ほとんどの家庭ではトイレの洋式化は当然のようですが、昨年度どのような改善がされたのかと言われて、さっきお答えされたように、少しは進んでいると思いますが、6月1日の質疑で国中に10基設置したとのことですが、どこに設置されたのか。学校ごとの洋式便器設置数はわからないのか。もしわかれば生徒用、大人用で教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

6月1日の10基と申し上げたのは、中学校で10基という意味でございますが、国光原中学校が6基、唐瀬原中学校が4基でございます。小学校におきましては、川南小学校で4基、東小学校で1基、通山小学校で2基、合計で17基、昨年度設置しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今年度の改善計画はありますか。あれば示してください。

○教育課長（大塚 祥一君） 今年度、具体的にここをつけるというような計画はございませんが、先ほども教育長が申したとおり、洋式トイレの設置のないトイレの場所につきましては、予算を見ながら設置していきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） トイレの不便さを子ども達に聞いてもらえないでしょうか。改修した後もトイレの快適さを維持するには、清潔や利用者対応などメンテナンスが必要です。それをどう保障するかの課題が残ります。トイレの清掃は当然子ども達がしているとは思

ますが、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） 御指摘のとおり児童生徒が行っております。先生の指導のもとトイレ掃除を行っているということでございます。

以上です。（「子ども達への・・・。回答は聞いてもらってないですかね。」と言う者あり）

子ども達に聞いてもらえないかということでございますが、現在のところ、児童生徒にアンケート等はとっておりません。トイレにつきましては、我々も清潔なトイレがいいというのは思っておりますが、子ども達に聞いても当然そのような答えが返ってくると容易に想像できますので、アンケート等はとっておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） トイレに対して、海外は排せつする場所と合理性が第一ですが、日本はほっとする場所という位置づけが主流といたします。狭い、暗いとされてきたトイレを学校のオアシスとまではいきませんが、快適な空間へ変えてみませんか。いかがですか、お尋ねします。

○教育課長（大塚 祥一君） 先ほども申し上げましたが、トイレがデパートとかみたいにかきれいなトイレなほうが我々もいいということで感じております。ただし、現在のところ、そのような計画はございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 次に、カーテンについて伺います。

教室のカーテンについてです。テレビで町のクリーニング店がつぶれない理由に、地元のクリーニング店が町の学校のカーテンを定期的にクリーニングし利益となっていることが紹介されていきました。地元産業の活性化とともに、ふだん洗うこともなく汚れてダニの生息域となっていることが考えられます。カーテンの洗濯を実施できないのか。先ほど、適宜洗濯をしていますと言われていたのですが、定期的にできないか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） 先ほど教育長も答弁いたしました。学校では必要に応じて洗濯を行ったりクリーニングに出したりしているということでございますので、学校の環境衛生管理につきましては適切に行われているものと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私も学校に行って見てきました。保健室のカーテンは養護の先生が時々洗っているとの学校もありますが、教室のカーテンを見てきましたが、光を遮断する授業もありますので、カーテンは教室に必要です。清潔さを求めると、クリーニングに出すこととなります。町内にはクリーニング店はありませんが、取次店があります。学校のカーテンを洗うことでクリーニング店の営業を守って活性化につなげている町もあると聞きました。研究してみる価値はあると思いますが、いかがですか。

○教育課長（大塚 祥一君） 先ほども答弁させていただきましたが、学校の環境衛生につ

きましては、適切に管理できているものと考えております。現在も必要に応じて洗濯、クリーニングを行っていることから、活性化のために行うという考えは現在のところございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 2点目に移ります。税の取り方についてです。

税金を納めるのは国民の義務だから平等性の観点と言われていますが、うっかり忘れもあります。固定資産税の督促状が来て、うっかりして納付書をなくしてしまい、納め忘れていることに気がついた。督促状の中に「払わなかったら差し押さえます」の文書が同封されていました。脅迫されていると感じたそうです。手順として、督促されて、さらに支払わなかったら差し押さえますとはならないのですね。送料を省くためにこれを同封しているのですか。納めたくても納められないときもあります。税の滞納者のわずかな預金を差し押さえる事態が全国的に発生しています。

問題なのは、預金の原資が差し押さえ禁止財産であることです。税務課では預金の差し押さえはしていませんか、伺います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地方税法第329条の規定により、納期限までに納付されないときは、20日以内に督促状を発しなければなりません。また、地方税法第331条の規定により、督促状を発した日から12日目より滞納者の財産を差し押さえなければなりませんとなっております。督促状に同封されている文書につきましては、差し押さえになる前にできるだけ納付していただきたいという思い、また経済的に厳しい方につきましては、早目に納税相談に来てほしいという意味合いで入れております。

また、預金差し押さえについてですが、差し押さえが禁止されているものでも、口座に入れば預金となり、禁止の属性が失われるとの最高裁判決が平成10年に出しております、先ほど議員が言われたような差し押さえが行われてきたのかなというふうに思っております。

また、児童手当が振り込まれた後、全額差し押さえたという事例につきまして、自主的に児童手当の受ける権利を差し押さえたものと変わらず、違法との判決が、平成25年広島高裁松江支部で出ておりました確定しております。

本町の預金の差し押さえにつきましては、こういった差し押さえ禁止のもの、また国税徴収法に規定されております差し押さえ禁止額等を預金調査等で十分確認をした上で行っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 滞納整理の差し押さえには制約があります。一人一人の滞納事案について、1、分納制度適用の方向か、2、生活困窮、無財産等による滞納処分の停止の方向か、3、悪質滞納と判断して強制処分の方向か、あるいは4、第二次納税義務追及や詐欺行為取消権行使などの徴収技法を駆使した徴収方法か検討し、滞納整理の方向を見極めるこ

とになります。したがって、滞納が発生したら、いつでも無条件にまず差し押さえありきというのは、緊急性があり、かつ真に悪質な滞納事案に対する対応であって、納税についての誠実な意思が認められる善良な納税者にまでこのような対応をとるとすれば、この滞納整理の方向についての法的な仕組みを無視する誤った考え方ではないでしょうか。

役場の入り口付近に差し押さえ品の写真やタイヤロックは一年中張っておく必要が本当にあるのでしょうか。納税の義務から貼っているとさっき言われましたが、入ってすぐにあるんですよね。いい気持ちはしないんですが、やっぱり一年中張っておく必要があるのでしょうか。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質問にお答えいたします。

滞納が発生したら差し押さえありきというわけではなくて、こちらも滞納者につきましては、まず給与ですとか収入の状況、もしくは財産の状況などを確認いたしまして、その滞納者の方の状況によりまして差し押さえを実行する場合もございますし、また執行停止という処分をする場合もございます。

タイヤロック等の展示でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、まず憲法で定める納税の義務というものを改めて認識していただきたいという思いと、また、悪質な滞納につきましては放置しませんという町の姿勢を広く町民の方に知っていただきたいという意味合いで展示しているものでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町の姿勢を示しているというふうに受け取れないんですよね、私は。ほかの町村の入り口付近を見ていただきたいと思います。研究が必要ではないでしょうか。いかがですか。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質問にお答えいたします。

他の市町村の状況ということでお伺いしましたが、児湯管内、高鍋ですとか木城ですとか近隣の町村も展示しているというふうに伺っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私の知っている市役所等では片づけられているところもあります。威圧的な姿勢というのは、私は止めていただきたいなと思います。

滞納者、個々の実情に即して法令的に基づき適切にされているとは思いますが、納税についての話し合いは、実情を聞く前からいきなりということじゃなくて、やっぱり短期間の分納以外は認めないことなどないでしょうね、伺います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの質問にお答えいたします。

捜索を行うことなどで滞納者が本当に納められるのかどうかというのがはっきりわかってまいります。また、特に国民健康保険税につきましては、ほかの税金とはまた違まして、収入がない方にもかかる税金でもございます。1期目が納められない時点で生活が破綻しているというケースも少なくありません。そういった滞納者を救済する意味合いでも、捜索に

よるこういった現状の確認は重要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今の徴収行政は、職員として真面目に仕事をすればするほど、悩み、ストレスがたまる。頑張れば頑張るほど、本来あってはならない事態を招いてしまう。職員として当たり前に行なうことが、住民を苦しめ、権利を脅かすことになってしまう現実があります。大多数の方々が税金を払っていることに対して、滞納者との折衝の中で、生活保護や融資制度を活用して生活再建につなげるなどしていますか。税の公平性ということに対応しているのですか、伺います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成29年度の搜索事例について、6月1日に行われました九州地方町村国保事務担当者研修で管理収納係の職員が行った事例発表の一部をちょっと御紹介させていただきたいと思っております。

65歳男性の事例で、「滞納している税金は固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、合計約20万円の方でございます。ドアの前で何度も声がけをするが、返事がなかったため不在の中搜索を執行いたしました。鍵屋さんに依頼する前に家の周りを調査すると、窓があいていたのでそこから入りました。中の衣服などが山積みとなっており、整理されていないように感じられました。奥の部屋へと入ったそのときに、部屋の隅に風景と同化した滞納者を発見しました。これには私もびっくりして固まってしまいました。顔の色は真っ青ですごく痩せ細っていました。話を聞くと、年金も手続をしていないことにより収入はゼロで、食事もろくにとっておらず、もう少し遅かったらと考えると、あのとき搜索に踏み切ってよかったなと思いました。車検の切れた軽トラック1台を差し押さえして福祉事務所に話を回し、生活保護予定者として生活保護の認定がおりるまでの間は食料などの支援を受ける形となりました。

軽トラックに関しましては、平成27年式と年式が新しかったため、公売で売った結果、60万円で売れ、滞納分はなくなり、さらに金融機関にあった借入金も同様になりました。軽自動車は売れたことによりまして、来年からは課税されませんし、生活保護を受けられたため国民健康保険税も課税されることなく、固定資産税も生活保護の減免制度が適用されるので、これから発生する税金もなくなりました。その後、書類にサインをもらいに家に訪問した際には顔色はよくなっており、どこか生活に余裕が出てきている様子でした」ということでございます。

こういった事例で一人の人を救うことができたという思いで、この職員も今非常にやる気を持って職務に励んでおりますし、また、うちの税務課職員もこれと共有して日々頑張っておりますので、その旨御理解いただければと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ふるさと納税のワンストップ特例制度は、ふるさと納税をした後

に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる便利な仕組みです。ふるさと納税は、先ほど答えられていますが、増えていますので、住民税控除も増えて、納税はどうなっているのか。納税について伺います。そして事務量が増えているとは思いますが、いかがですか。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質問にお答えします。

住民税の控除に関してでございますが、平成29年度川南町民の方でふるさと納税ワンストップ特例を利用された方が41名いらっしゃいまして、寄附額が204万3000円ございました。そのうち川南町への寄附は86万5000円ということでございました。

また、控除についてですが、県民税の控除が78万4397円、町民税の控除額が117万6575円という状況でございました。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 保険証のない世帯について状況を把握していますか。納税相談に来ないのではありませんでしょうか。何らかの調査は必要ではないでしょうか。納税者の生存権、営業権を脅かす、行き過ぎた滞納整理はやめていただきたい。していないとは思いますが、いかがですか、伺います。

○税務課長（日高 裕嗣君） 納税相談に来ない世帯についてはということでございますが、税務課のほうでは、国保税のみならず町税全てについて、滞納者につきまして預金、給与等の調査、また搜索による財産調査を行い、滞納者の状況把握を行っておるところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 日南市職員が税金を横領していたニュースが宮崎日日新聞に載っていました。国保税や固定資産税などを横領していたそうですが、税務課で一人で現金を預かることはないでしょうか。念のために伺います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質問にお答えいたします。

税務課で一人で現金を預かることはないのでしょうかということでございますが、差し押さえ等で一人で現金を扱う場合がございますので、これにつきましては複数で対応するなど改善策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 日本は憲法で基本的人権を保障し、地方自治体はその基本的人権を保障するため、住民の命と暮らしを守る砦としての重要な役割を担っています。

役場は日本の民主主義の重要な土台でもあります。役場労働者は住民のために役立つ仕事をしたいと日々仕事に携わっています。ところが、政府が進めてきた構造改革は、住民生活や地域経済を破壊するだけでなく、自治体職場を変質、疲弊させ、役場労働者の誇りや喜びさえも奪っています。全ての労働者が人として労働者としての権利を保障されることこそ住民生活の安定と地方自治擁護の道であり、住民生活の繁栄と地方自治の発展こそが自治体労働者の生活と権利を守り、誇りと生きがいを持って働くことのできる道です。住民と対立す

るのではなく、住民とともに語り合える行政にするため、全力で奮闘しようではありませんか。

3点目に移ります。公園の遊具の管理についてです。

運動公園の管理について、前回、除草について、公園がなぜきれいに管理されないのか伺いました。運動公園はとても広いです。管理棟がありますが、ここにいつも誰がいるのですか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

管理棟には管理資材を置いておりますので、管理を委託しております川南町観光協会の職員が主に使用しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 公園の安全対策管理はその方がされているのですか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

もちろんその委託先の観光協会の職員も危険箇所等の情報を上げてくるということもございますが、先ほど申しましたとおり、月2回程度職員が点検に回っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 運動公園を朝散歩している方が、散歩のたびにごみを拾っています。散歩をしている方々は感心な方だと姿を見るたびに感謝をしているそうです。ごみは一向に減らないそうです。ボランティア姿は町民の間でうれしい出来事として広まっています。いろんな人に支えられています。町民は役場の仕事を見えています。何で雨が降ったら休みなのか。外の仕事はできないのか。ある職員に聞いたら、役場の中を見て歩いて、仕事をしていない職員はいっぱいいる。その仕事をしていない職員に「あなたが注意しなさいよ。」と言われたと聞きました。どう思いますか。町長に伺います。

○町長（日高 昭彦君） 役場の職員が仕事をするのは当然でございますし、個人的な話になるかもしれませんが、現在よく感じるのは、今ずっとパソコンに向かっておりますので、中身を何をやっているかというのは、実は近くを通るだけではわからないというのが現状でございます。しかしながら、前向きに座ってくれておりますので、管理者としては常にチェックをしながら、最低限でも遊んでいるようにこういうふうにご注意を受けたのであれば、それは改めるべきだと考えます。

○議員（内藤 逸子君） 運動公園の安全対策管理は観光協会が管理をしていて、観光協会が雇っている職員が管理棟にはいます。公園安全対策管理は月2回ほどやっていると言われていますが、観光協会任せになっているのですか。責任は役場になるのですか。指導、監督はどのように誰がするのですか。

また、先日の日曜日、野球場のグラウンドで草が伸びていて、ボールが転がらず試合に支障をきたしたそうです。同僚議員が見てくれと呼ばれて見に行ったそうです。野球場を貸し出す日は決まっていると思いますので、前もって除草はできなかったのか。こんなときの指

導、監督というか、それはどのようになされるのか伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公園の安全対策の責任は当然町にございますので、責任を持って行いたいと思っております。

野球場の件ですけれども、夏場、今、6月とか5月は野球場を月2回刈る予定にしております。でありますので、刈ってから2週間とか3週間目に入るところには、少し伸びているということもございますので、たまたまタイミングが悪かったのかなと思っているところでございます。

野球を貸し出すときにはということですが、現在、毎日のように宮日野球大会が行われておりまして、毎日貸し出しているという状態でございますので、今後とも適切な管理が行われるよう、委託先とも協議を重ね、よりよい状況で使用していただけるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 子どもの成長には多様な遊びや経験が不可欠で、遊具は遊びに変化を与え発展させます。遊具が廃止された遊び場は、室内環境と異なり、一般の住宅内ではできない、走る、よじ登る、滑りおろる、揺れ動く、上下するなど、身体全体を動かして変化を楽しむことができます。遊びの中で子どもは経験したことのない遊びをしようとしてみたり、より高く、早く、遠く、うまくになどという意欲を持って遊ぶようになります。

一方で、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させる恐れもあることを十分認識する必要があります。子ども達が安全に安心して遊べるよう、安全対策について万全を期していただきたい。もう一回、お願いいたします。

○教育課長（大塚 祥一君） 今後とも安全第一で遊具等の管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 4点目、町内の公民館、児童公園等のトイレの改善についてです。

町民が集まり老人会の行事やグラウンドゴルフをしたりしている公民館、児童公園内のトイレの改善を計画的に順次してほしいのです。公民館で洋式トイレ設置は当たり前になっていきます。歩いて近づくと電灯がつき、手を出せば水が出る、手が洗える。そんな環境が新しい施設では当たり前です。改善する計画はあるのか、伺います。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

公民館とおっしゃっておりますのは、地域の集会施設のことを指していらっしゃるのかと思いますが、町が所有する施設ではございませんので、町が主導的に改修することは難しいと思います。

ただ、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、補助金制度等について見直しを行っておりますので、こちらを有効活用して御希望に沿えるような形で改修を進めていただけたらと

思っております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 超高齢化社会です。近くの公園でグラウンドゴルフを楽しみながら、ぴんぴんころりを望む話に花が咲きました。旭ヶ丘の公民館の周りにアジサイの花が咲き始めたような、見に行こうか、ちょっとトイレを済ませて行こうかなどとなります。身近な御近所づき合いが大事です。気軽に人が集まる場所のトイレの改善を計画してほしいのです。トイレの清掃も最低限度の用具があれば、皆さんがボランティア精神を発揮します。手すりもつけてほしいです。町内で公民館、公園のトイレの改善をお願いしまして、次に移ります。

5点目は、ピロリ菌退治です。胃がん予防についてです。

中高生にこのピロリ菌感染検査を公費で行っていただきたい。このことで登校拒否やひきこもりが減ったとの報告もあります。ぜひ川南町で行っていただきたい。ピロリ菌退治が保険の適用となって5年が過ぎて、公費での中高生に感染検査が広がっていると聞きましたので、ぜひ行ってください。いかがですか。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

今質問のありましたとおり、不登校になっている生徒を調べますと、ピロリ菌に感染し治療を行ったところ、学校に復帰することができたという事例もあるようです。

しかしながら、県内には、中高生を対象にしたピロリ菌の感染検査の助成を実施している自治体はありません。全国的にみますと、中学生を対象にした感染検査を実施する自治体が広がっているようでありますので、まだピロリ菌が胃がんに対するエビデンス、根拠がはっきりと認められておりませんが、国が進めております検証の動向に注視しながら、実施に向けて努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ぜひ前向きに検討していただき、取り入れていただきますようお願いしまして、終わります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第2、議案第37号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第37号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります、これはもし、しなければそのままではいいのではないのかお尋ねします。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

この番号法を利用することによりまして、公営住宅者の負担軽減とか利便向上に資するためのものでございまして、これを番号を提供することを望まないという方は、今までどおり課税所得証明書等なりを自分でとって提出していただくような形になります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） マイナンバーカードの交付を受けなくてもいいということですよ。

○建設課長（大山 幸男君） マイナンバーの交付を受けなくても、番号を提示していただければ事務はできるということでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3、議案第38号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この提案理由のところでは、税率を変更するものでございまして書いてありますが、その税率というのはどういうふうになったのかというのが、ちょっとみえないんですが。

それと、今度は今まで3方式だったのを2方式にするというふうに補足説明でしてありますが、世帯別平等割額を含めてこう書いてあるんですけど、2方式にして税額が増える世帯がないように調整を行っておりますと説明をされていますが、次回からもこれは保障されるのでしょうか。

2方式にするなら、世帯別平等割にしたほうが子育て支援の関係からいいんじゃないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○税務課長（日高 裕嗣君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

まず率についてでございますが、国民健康保険税の所得割額に関するところの率が、これまでの100分の7.29から100分の6.37に変更ということと、あと後期高齢者支援分の所得割の

ところが現行の100分の3.0から100分の2.19へ変更。それと介護分の所得割額につきまして、現行の100分の2.10から100分の1.84に変更するものでございます。

それと3方式をなぜ2方式にするのかということですが、平成30年度に国民健康保険税の財政主体が県に移行することを見据えまして、平成29年度に4方式から3方式に改正したところでございますが、県から示された本町の標準税率が現行の徴税率より低かったことですか、また基金の積立状況等を勘案し、また国保の加入者の状況を考えたときに、引き下げを前提にさまざまなシミュレーションを行って検討してまいりました。

その中で、県の標準税率を参考に3方式でいくのか、全国標準の2方式でいくのかなど検討を重ねたところでございます。5月1日現在ですけれども、国保加入世帯が2,802世帯ございまして、そのうち一人世帯が1,441、二人世帯が863ということで、この一人世帯、二人世帯を合わせますと、全体の82.2%に達しまして、少人数、大人数かかわらず世帯にかかる世帯割がどうしても少人数世帯に負担が重いということから、平等割を廃止し、所得割と均等割という2方式でいくということで、御提案差し上げた次第でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 次回から。

○議長（川上 昇君） 発言許可とってください。

○議員（内藤 逸子君） まだ答えられてないんですけど、1問目が。

○議長（川上 昇君） 税務課長続けてください。

○税務課長（日高 裕嗣君） すみません。今後も担保されるのかということですが、一応その方向で考えておるところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 国民健康保険税が下がるのはうれしいんですけど、なかなか理解がしにくいのでちょっとわかりやすい表っていうのはないのでしょうか。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

表も作成しておりますので、それにつきましては、また委員会等で配布いたしまして御説明をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。

○議員（内藤 逸子君） いいです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第39号工事請負契約締結についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第40号平成30年度川南町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第40号平成30年度川南町一般会計補正予算（第1号）につきまして伺います。

11ページの一番下の段の観光費ですが、地域活性化拠点施設運営準備委員会補助金についてであります。37万3000円についてであります。この補足説明を見るとパーキングエリア利用利活用施設の運営について検討する委員会に対して補助をするものとありますが、聞き慣れてない委員会であります。これについてちょっと伺うけど、これ構成委員の人数とこれどういう人を選考しているのかを伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

この準備委員会の構成メンバーであります。8名で構成をされております。まず、尾鈴農業協同組合と川南町商工会、川南町漁業協同組合、川南町観光協会、川南町地場産業振興会と宮崎銀行と高鍋信用金庫と本町になっておりますが、そのトップまたは幹部の方に参加をさせていただいております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 銀行も入っているということでありましたが、この色々あっちこっちから選考しているようではありますが、この商工会やら漁協やら、店を出す人が主にその委員になっとるわけですか。なるだけなら、やっぱりこのお客の立場に立ってものの言えるような委員を中に入れたほうが、やっぱり、この利用は店を出す人の利用のようではありますが、今度はお客で利用する人の意見が反映されるような委員が入っていると、よりええもんができると思うわけですが、そこ辺のところは考慮して、委員を選考しているということまで理解していいわけですか。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

やはり、お客様の立場に立って物事を考えていただけるようなということが、やはり考えておりました。そのことから、町内の諸団体の方を一応対象としたところであります。

また、今年3月に実施設計のほうを作成しておりますが、この作成にあたりまして、この構成メンバープラス6次産業化の起業を行っている方も参加をしていただきまして、そういった実施設計を行ったところであります。

それを受けまして、準備委員会のほうに移行しておりますので、お客様の立場に立った形での施設整備を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。

○議員（児玉 助壽君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第40号平成30年度川南町一般会計補正予算（第1号）の総務関係なんですけど、2款1項5目財産管理費の13節委託料238万円のPCB廃棄物特別措置法のことなんですけど、これ中学校の体育館などの屋根の上のやつか、普通、一般使われている照明器具かということと、それが何基ぐらい川南町にこの検査しなければならないのがあるのか、わかっていれば教えてほしいと思います。

○総務課長（押川 義光君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

提案理由でも申し上げましたとおり、昭和52年以前に建設された建物につけられている機具の安定器というところで、調査を実施いたしました。その結果、教育委員会は別にちょっととなりますけれども、住宅等を含めて役場が管理する部分については、435基と申しますか、機具1個1個になりますので、それだけ存在はしておりました。

ただ、全てに完全なチェックができたかと言うと、ちょっと問題があるのかなというふうな思いもしまして、若干、器具にして100基分をちょっと余裕を持っております。はぐった後でいろいろ出てくる可能性もあるので、今回の調査をもって最終段階と言いますが、来年度この処分をしなければなりませんので、若干の余裕を持ちながら予算化させていただいたという状況ではございます。

ちなみに体育館であろうとも、万が一、調査の結果、昭和52年以前に建てられたものということになりますと対象になる可能性はあります。ですので、その余裕の範囲内でもう一度そういう部分が出てこないかということを見込んで、若干余裕を持たせていただいております。

以上です。

○議員（税田 榮君） そのことなんですけど、前聞いたんですけど、体育館の上の照明は、あれを取り外すのにやぐらを組んでやらんといかないということで、経費がかかるということ聞いたんですけど。もし、そういうことになれば、またそういう調べるのに、やぐらを組んで体育館に52年度前のがあったら調べるわけですか、それも。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えします。

教育委員会関係で、今回の調査対象としているものにつきましては、昭和52年3月までに建設されました生涯学習センター、小中学校の建物の照明器具などがございます。合計で640カ所となっております。

体育館につきましては、ちょっと一つ一つこの場で資料は持っているんですが、全てをここはこうだということを説明するとちょっと時間が長くなりますが、ほとんどアリーナのほうは、照明器具が52年度以降変わっておりますので、対象にならないと思っております。周りの部屋とか外灯、体育館等の外灯とかも該当になるのが複数であると認識しております。

以上です。

○議員（税田 榮君） この283万円ですか、これひょっとしたら無駄遣いのような感じがしたから聞いたわけなんですけど、これPCBを調べて無かったと言ったらそのまま、この機械を使うということであれば、最初から全部やりかえたほうが、その経費的な差額は当然計算して、このほうが有利だということであると思っておりますけど、その辺はどういうふうなことなんでしょうかね。

○総務課長（押川 義光君） 税田議員の御質疑に再度お答えします。

1基あたり3,500円程度の調査費ということで考えております。税田議員がおっしゃられましたとおり、全ての機具を現在のLED等に交換したら莫大な費用がかかるということがございまして、今後、やはり改築を見込まれる部分については、もう外しておくというということで、現在、横にあります公民館等は今回の計画には入れておりません。そういう計算をした上で予算化させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ここで産業推進課長から発言の申し出があります。

○産業推進課長（山本 博君） 先ほどの児玉議員の御質疑に対しまして、1件間違いがありますので訂正をさせていただきたいと思っております。

「今年の3月に実施設計を策定しております。」と申し上げましたが、「基本設計」の誤りでありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって議案第40号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第6、議案第41号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第41号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算の中におきまして伺いたいんですが、先ほど、38号におきまして、条例の一部改正ということで、2,800世帯の中に1人世帯、2人世帯が82%ということでおっしゃられているわけですが、それらを踏まえて、この保険税の今年のこの6月に課税の計算をされるだろうというふうに思うのですが、それらにつきまして、前年度からするとどういふふうな傾向にあるのか教えていただきたいと思います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの竹本議員の御質疑にお答えいたします。

前年度と比較した場合に、約8000万円程度の減収になるのではないかとというふうに見込んでおります。

以上です。

○議員（竹本 修君） その中におきまして、先ほどから言われるように、本町は4方式であって、さらに1方式なくして、3方式、それから今回は2方式という計算のもとで課税になるわけですが、それらにつきましての動向と言いますか、前年よりも先だっの説明の中におきましては、過年度のような数値的な課税にはならないだろうということの説明であったというふうに思うのですが、そういうことのご理解でよろしいか伺いたいと思います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの竹本議員の御質疑に再度お答えいたします。

今回の改正によりまして、税額が上がる世帯が限度額を超えている世帯を除けば無いと思われま。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第42号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いましたが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって議案第42号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後 1 時25分散会
